

特に定められた食品等（食品衛生法施行規則第32条、別表12）

	食品等	期間
1	食品製造用の機械※1 アルミニウム製の器具又は容器包装 ステンレス製の器具又は容器包装 無色のガラス製の器具又は容器包装	輸入届出書を提出した 日から3年間
2	アルファー化米 エチルアルコール 大麦 缶詰食品又は瓶詰食品（食肉製品及び果実酒を除く。） 原酒（果実酒の原酒を除く。） こうりゃん ごま 小麦 米 サフラワ－の種子 蒸留酒 食品（食肉製品を除く。）を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの（缶詰食品及び瓶詰食品を除く。） 植物性たん白 そば 大豆 でん粉（タピオカでん粉を除く。） 動物性油脂（魚及び海せいほ乳動物の油脂を除く。） 菜種 ひまわりの種子 もろこし ライ麦 アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製又は合成樹脂製以外の器具又は容器包装	輸入届出書を提出した 日から1年間
3	次の食品、添加物、器具又は容器包装であって、第32条第4項に規定する輸入計画を記	輸入届出書を提出した 日から1年間

<p>載した輸入届出書の提出前から継続的に輸入され、かつ、当該提出の日前3年間に同一食品等が同項各号に該当したことがないもの。</p> <p>あん類</p> <p>一時的に貯蔵した果実及び果皮※3</p> <p>いったコーヒー豆又はそれをひいたもの</p> <p>いなごの水煮</p> <p>魚の卵（乾燥したものに限る。）</p> <p>魚のつくだ煮</p> <p>魚又は海せいほ乳動物の油脂</p> <p>オートミール</p> <p>海藻</p> <p>カカオ豆（いったものを除く。）</p> <p>果実酒の原酒</p> <p>加熱後摂取冷凍食品（製造し、又は加工した食品を凍結させたものであって、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。）</p> <p>ギムネマ茶</p> <p>原料用果汁</p> <p>穀物、豆類又はいも類の粉</p> <p>ココア製品（粉末清涼飲料を除く。）</p> <p>コーヒーのエキス</p> <p>コーヒー豆（いったものを除く。）</p> <p>コーンフレーク</p> <p>コンニャク</p> <p>食塩</p> <p>植物性クリームパウダー※5</p> <p>植物性油脂</p> <p>ショートニング</p> <p>清酒</p> <p>茶</p> <p>チョコレート</p> <p>糖類</p> <p>杜仲茶</p>	
---	--

煮豆 ハチの子の水煮 ハチの巣入りハチミツ パン類 パン類ミックス ビール マーガリン マテ茶 みりん めん類 野菜の水煮 野菜のピューレ又はペースト 冷凍果実（製造し、又は加工した果実を凍結させたものを除く。） 冷凍野菜（製造し、又は加工した野菜を凍結させたものを除く。） 別表第1に掲げる添加物以外の添加物（法第11条第1項の規定により基準又は規格が定められているものを除く。） 合成樹脂製の器具又は容器包装	
---	--

※ ただし、当該輸入に係る食品等が以下のいずれかに該当し、又はそのおそれがある場合は利用できません。

- ① 法第6条各号に掲げる食品又は添加物
- ② 法第10条に規定する食品又は添加物
- ③ 法第11条第1項の規定により定められた基準に合わない方法による食品又は添加物
- ④ 法第11条第1項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物
- ⑤ 法第11条第3項の規定により定められた人の健康を損なうおそれのない量を超えて農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第2項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）が残留する食品（当該成分である物質の当該食品に残留する量の限度について法第11条第1項の食品の成分に係る規格が定められている場合を除く。）

- ⑥ 法第16条 に規定する器具又は容器包装
- ⑦ 法第18条第1項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装